

沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請に係る事務取扱要綱

平成 26 年 3 月 27 日制定

令和元年 12 月 4 日改正

令和 3 年 3 月 2 日改正

令和 3 年 7 月 7 日改正

令和 4 年 9 月 12 日改正

土木建築部長

子ども生活福祉部長 決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄県内（那覇市の区域を除く）における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 3 章第 1 節から第 4 節に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者は、法第 6 条第 1 項の規定による登録の申請の前に、別に定めるサービス付き高齢者向け住宅設置計画事前協議書（要綱様式第 1 号）に登録申請添付書類一覧表（別紙 1）に掲げる書類を添付して、知事に事前協議を行わなければならない。ただし、法第 5 条第 2 項に規定する登録の更新にあつてはこの限りではない。

2 前項の書類の提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とする。

(登録の申請)

第 3 条 法第 6 条第 1 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号。以下「共同省令」という。）第 4 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（共同省令別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 前項の登録の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として前条第 1 項の事前協議を行い、かつ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の交付を受けた後（基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。）に行うものとする。

3 申請書及び次項に掲げる添付書類の提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とする。

4 申請書には、共同省令第 7 条に定める書類及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、「事務連絡別紙」とは、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長名事務連絡）により示された各様式とする。

(1) 加齢対応構造等のチェックリスト（事務連絡別紙 2 ①又は 2 ②）

(2) 入居契約のチェックリスト（事務連絡別紙 4）

(3) 共同省令第 8 条に規定する、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用する部分（以下「共同利用部分」という。）を設けた場合、共同利用部分と居住部分を示した求積図

(4) (3) で求めた共同利用部分と各居住部分の面積について、別に定める沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請に係る運用指針（以下「運用指針」という。）第 2 の基準に適合することを示した計算表

(5) 入居契約約款と高齢者生活支援サービスの提供に係る契約約款を別様式とする場合は、高齢者生活支援サービスの提供に係る約款

(6) 基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の写し（基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。）

(7) 登録申請添付書類一覧表（別紙 1）

※なお、申請書の受付から登録完了までの流れは、登録の申請から登録までの流れ（別紙

2) に定めるとおりとする。

(8) その他知事が必要と認める書類

5 知事は、申請書の提出があったときは、法第7条第1項各号に規定する登録基準のほか、関係法令などに留意し、審査を行う。

6 前項の審査の結果、申請書に記載された事業が基準に適合していると認められるときは、知事は法第7条第2項の規定により登録簿に記載するとともに、同条第3項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（要綱様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(登録の基準)

第4条 登録の基準は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第1項各号に規定する登録の基準に適合していること。

(2) 別に定める運用指針に掲げる基準に適合していること。

(登録の更新申請)

第5条 法第5条第2項の規定による登録の更新の申請をしようとする者は、登録の有効期限が満了する90日前から30日前までに行うものとする。

2 第3条の規定は、前項の規定による更新申請について準用する。ただし、第3条第4項(1)から(6)までに掲げる書類については、既に沖縄県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(登録の拒否)

第6条 知事は、法第8条の規定により、申請者が法第8条第1項の申請者の基準を満たさないと認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（要綱様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請取下げ書（要綱様式第4号）により、その旨を知事へ届け出るものとする。

(登録事項等の変更の届出)

第8条 法第9条の規定により登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業の変更登録の届出をしようとする当該登録住宅の登録事業者は、変更のあった日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（省令別記様式第2号）に必要書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第10条に規定する登録簿の閲覧は、土木建築部住宅課窓口において行うものとする。

2 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 閲覧場所の休日は、沖縄県の休日を定める条例（平成3年5月24日条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定により登録事業者の地位の承継を受けた者は、その承継の日から30日以内に、知事に届出なければならない。

2 前項の届出の規定は、第8条の規定による変更の届出を準用する。

(廃業等の届出書)

第 11 条 法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により廃業等の届出を行うときは、その日の 30 日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書（要綱様式第 5 号）を知事に届け出なければならない。

（登録の抹消の申請）

第 12 条 法第 13 条第 1 項第 1 号の規定により登録の抹消の申請を行うときは、その日の 30 日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（要綱様式第 6 号）を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第 13 条 知事は、法第 24 条第 1 項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業に関する必要な報告を求めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の業務に関する報告を求める通知書（要綱様式第 7 号）により、登録事業者又は管理等受託者に通知するものとする。

2 登録事業者又は管理等受託者は、前項の求めに応じ報告しようとするときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に関する報告書（要綱様式第 8 号）に必要な書類を添付して、知事に報告しなければならない。

3 前 2 項に定めるほか、定期報告及び立入検査に関する事項は、別に定めるものとする。

（事業開始の報告）

第 14 条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の整備をして当該事業を行う場合にあっては、法第 24 条第 1 項の規定により、当該申請に係る住宅の事業開始後 10 日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業開始報告書（要綱様式第 9 号）を、知事に提出しなければならない。

（事故発生の報告）

第 15 条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅内で重大な事故が発生した場合は、事故発生後、速やかに介護保険施設等における事故の報告様式（令和 3 年 3 月 19 日老高発 0319 第 1 号ほか厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）を知事に提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第 16 条 法第 24 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、沖縄県職員カードとする。

（指示）

第 17 条 知事は、法第 25 条の規定により必要な指示を行うときは、サービス付き高齢者向け住宅事業是正指示書（要綱様式第 10 号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ是正又はその他措置を講ずるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業是正計画書（要綱様式第 11 号）に具体的な是正の内容を記載して、知事に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正が完了したときは、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業是正完了報告書（要綱様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第 18 条 知事は、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消しを行うときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（要綱様式第 13 号）により、登録事業者に通知するものとする。

（同居者の要件）

第 19 条 共同省令第 3 条第 2 号に規定する都道府県知事が認める者については、入居している高齢者の介護を行う者や入居している高齢者が扶養している児童、障害者等とする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条（登録の基準）第 1 項（2）運用指針については、既にサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けているものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 12 日から施行する。